

熊本県及び広島県における土木工事積算の対応について

西日本高速道路株式会社では、熊本地震及び平成30年7月豪雨等の復旧・復興工事に伴うダンプトラック等の不足等に伴い、下記のとおり積算に補正等を行うことといたしましたのでお知らせ致します。

記

対策① 間接工事費（率分）を割増補正する

対象地区①：熊本県を施工区域に含む土木工事

適用工事：土木工事積算基準により積算する工事に適用

適用対象：下記の（１）又は（２）に区分

（１）令和3年4月1日以降に公告、指名通知又は見積方通知（以下「公告等」という。）
を行う工事

対象地域：熊本県を施工地域に含む工事

割増補正：共通仮設費1.1倍、現場管理費1.1倍

（２）令和3年3月31日以前に公告等を行う工事

①対象地域：熊本県内の地域を含む場合（②の対象地域を除く）

割増補正：共通仮設費1.1倍、現場管理費1.1倍

②対象地域：阿蘇・上益城地域を含む場合

割増補正：共通仮設費1.4倍、現場管理費1.1倍

対象地区②：広島県を施工地域に含む工事（共通仮設費1.1倍、現場管理費1.1倍）

適用工事：土木工事積算基準により積算する工事に適用

適用対象：令和3年4月1日以降に契約する工事から令和6年3月31日までに公告等する工事

適用方法：令和3年3月31日以前に公告等した工事……工事契約後、別途協議

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに公告等する工事……当初積算にて反映

対策② 土工の積算に入札前価格見積方式（入札参加者からの見積を積算に反映）を適用

対象地区①：熊本県を施工地域に含む工事

適用工事：土工の積算基準を含む単価項目に適用

適用対象：平成29年2月1日以降に公告等する工事

対象地区②：広島県を施工地域に含む工事

適用工事：土工の積算基準を含む単価項目に適用

適用対象：令和3年4月1日から令和6年3月31日までに公告等する工事

以 上

注：対象地区の表現を、一部修正しました（平成29年11月2日）

注：熊本地震における割増補正の一部修正および平成30年7月豪雨における割増補正を追加しました
（令和3年3月31日）

注：平成30年7月豪雨における割増補正の適用対象を変更しました（令和6年3月21日）